

(統一様式第 1 - 2 号)

賃貸借契約書 (案)

賃借人大津市 (以下「甲」という。) と賃貸人 (以下「乙」という。) との間に、別表第 1 号の賃借物件 (以下「賃借物件」という。) の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

(主記)

第 1 条 乙は、その所有する賃借物件を甲に賃貸し、甲は、これを賃借するものとする。

(使用目的)

第 2 条 甲は、賃借物件を別表第 3 号の使用目的 (以下「使用目的」という。) に供さなければならない。

(賃貸借期間)

第 3 条 賃借物件の賃貸借期間は、別表第 5 号の賃貸借期間 (以下「賃貸借期間」という。) のとおりとする。

(賃借物件の引渡し)

第 4 条 乙は、賃貸借期間の前日までに賃借物件を甲に引き渡さなければならない。

2 乙は、前項の規定による引渡しを行う場合において、賃借物件に使用目的を妨げる権利又は担保物件が存在するときは、その権利を消滅させなければならない。

(賃借物件の維持等)

第 5 条 甲は、賃借物件を常時正常な運転状態又は充分な機能の働く状態に維持又は手入れするものとする。

2 甲は、前項のための部品及び付属部品の取替、賃借物件の補修、損害箇所の修理、定期又は不定期の検査並びにその他一切の維持及び手入れを行い、かつその費用を負担するものとする。

3 ただし、この契約で賃借物件の維持及び費用について別に定めがある場合はこれに

従い、前2項の規定は適用しない。

(賃借料)

第6条 賃借物件の賃借料（以下「賃借料」という。）は、別表第6号の賃借料のとおりとする。

2 前項に規定する賃借料のうち取引に係る消費税額及び地方消費税額については、契約締結時点の税率を適用する。

(賃借料の請求及び支払)

第7条 賃借料の請求及び支払は、別表第7号の請求及び支払のとおりとする。

(賃借物件の保管等)

第8条 乙から、賃借物件に乙の所有権を明示する標示、標識等を設置するように指示があったときは、甲はこれに従うものとする。

2 甲は、乙の書面による承諾を得なければ、賃借物件を別表第4号の賃借物件設置場所以外に移転してはならない。

3 賃借物件の保管及び使用に当たり、甲は使用時間、使用方法等につき善良な管理者の注意義務を払うものとする。

4 賃借物件自体及びその設置、保管及びその使用によって、第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償するものとする。

(転貸等の禁止)

第9条 甲は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得たときはこの限りでない。

(1) 賃借物件の転貸

(2) この契約に基づく賃借権の譲渡

(3) 賃借物件の形質の変更その他著しい現状の変更

(賃借物件の譲渡制限等)

第10条 乙は、賃借物件を第三者に譲渡し、又は賃借物件に係る権利を担保に供してはならない。

(賃借物件の現状変更)

第11条 甲は、乙の書面による承諾を得なければ、賃借物件に他の物件を付着させ又は改造、模様替え、性能、機能、品質等を変更させる行為をしてはならない。

2 前項の場合、乙の請求があったときは、甲は、無償でその効果を賃借物件に帰属させるものとする。

(賃借物件の定着)

第12条 甲は、乙の書面による承諾を得なければ、賃借物件を不動産に定着させてはならない。

2 甲は、前項の承諾を求めるときは、不動産の所有者等から、賃借物件がその不動産に附合しない旨の承諾書又は証明書を提出させるものとする。

(賃借物件の検査)

第13条 乙は、いつでも、甲の事務所、事業所などに立ち入って賃借物件の現状運転及び保管状況を検査することができるものとする。

(保険)

第14条 乙は、乙の名義で賃借物件を保険に付し、契約の存続期間中これを更新するものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により賃借物件が損害を受けた場合、甲は、前項に規定する保険により補填された部分の範囲で損害賠償を免れるものとする。

(賃借物件の滅失又は毀損)

第15条 賃借物件の全部が滅失（修理不能又は所有権の侵害を含む。次項において同じ。）した場合は、契約は終了するものとする。この場合において、甲は乙に対し、当該契約が存続していれば乙が得たであろう利益（前条の規定により付された保険により補填された部分を除く。次項において「逸失利益」という。）を賠償するものとする。

2 賃借物件の一部が滅失した場合は、甲は乙に対し、乙が逸失利益の賠償を不要としない限り、滅失した部分に係る逸失利益を賠償し、契約はなお存続するものとする。

3 賃借物件が毀損した場合は、甲の費用により、当該賃借物件を復旧若しくは修理又

は同種の物と取り替えるものとする。ただし、通常の損耗又は磨耗によるとき、又は乙が原状に回復しないことについて承認したときはこの限りでない。

(契約違反)

第16条 乙は、甲が第7条の賃借料の支払を遅滞し、又はこの賃貸借契約条項のいずれかに違反したときには、通知又は催告を要しないで次の各号に掲げる行為の全部又は一部をすることができる。

- (1) 賃借料又はその他の費用の全部又は一部の即時の弁済の請求
- (2) 賃借物件の引揚げ又は返還の請求
- (3) 賃貸借契約の解除と損害賠償の請求

2 乙が前項第1号及び第2号の行為を行った場合において、この賃貸借契約によるその他の甲の義務は免除されないものとする。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 甲の責めに帰することができない事由により賃借物件の全部又は一部が滅失等した場合において、使用目的を達成することができないと認めたとき。
- (2) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。
- (3) 乙がこの契約に定める義務を履行しない場合（その不履行が軽微なものである場合を含む。）において、使用目的を達成することができないと認めたとき。
- (4) 乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に賃借料債権を譲渡したとき。
- (5) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時賃貸借に係る契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

(6) 翌年度以降において賃借料に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき。

2 甲は、前項第6号の規定によりこの契約を解除するときは、文書をもって乙に通告するものとする。

3 第1項第6号の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じたとき

は、乙は、その損害の賠償を請求することができる。

(遅延利息)

第18条 甲がこの賃貸借契約による乙に対する金銭の支払を怠ったとき、又は乙が甲のために費用の立替払いをしたときは、甲は、遅延期間中又はその支払の日から別表第8号の遅延利息の割合による利息を支払うものとする。

(賃借物件の返還)

第19条 甲は、賃貸借期限前でも第16条第1項によって乙から賃借物件の返還の請求があったときは、直ちに賃借物件を乙に返還しなければならない。

2 賃借物件の返還は、賃借物件設置場所の最寄りの乙の指定する場所で、第8条2項の規定により、乙の書面による承諾を得て賃借物件の設置場所が移転されているときは、乙の指定する場所で行うものとする。

3 賃借物件の返還に要する一切の費用は、甲が負担するものとする。

4 賃借物件の返還完了までに、甲はこの賃貸借契約に定められたすべての義務を履行するものとする。

(無償譲渡)

第20条 この賃貸借契約に基づく賃借物件の賃貸借期間が満了し、甲の乙に対するすべての債務が履行された場合は、乙は甲に賃借物件を無償譲渡するものとする。

(裁判管轄等)

第21条 この賃貸借契約についてのすべての紛争は、大津地方裁判所を管轄裁判所とすることに、甲、乙とも合意する。

(定めのない事項)

第22条 前各条に定めのない事項については、民法（明治29年法律第89号）その他関係法令に定めるところによるものとする。

(損害賠償)

第23条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

2 甲が賃借物件の引渡しを受けてから 1 年以内に賃借物件の品質等による契約不適合（別添仕様書に記載する仕様に適合しない状態があることをいう。）であることを発見し甲が損害を受けたときは、乙は、乙が売主に対して有する損害賠償請求権を甲に譲渡するものとする。

3 前項の場合において、この賃貸借契約は変更しないものとする。

（疑義の決定）

第 2 4 条 この契約に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

大津市御陵町 3 番 1 号

賃借人 甲 大津市
大津市長

賃貸人 乙

別表

(1) 賃借物件	品 名	型 名	数 量
令和 8 年度 衛生検査機器一式	別添のとおり	別添のとおり	別添の とおり
(2) 売主	別添のとおり		
(3) 使用目的	理化学及び微生物検査に使用するため		
(4) 賃借物件設置場所	大津市御陵町 3 番 1 号 大津市役所別館 1 階衛生課試験検査室		
(5) 賃貸借期間	令和 8 年 1 2 月 1 日から令和 1 3 年 1 1 月 3 0 日まで		
(6) 賃借料	賃借料 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 〇〇, 〇〇〇円)		
(7) 請求及び支払	月 額 〇〇〇, 〇〇〇円 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 〇〇, 〇〇〇円) 乙は、当該月に係る賃貸借期間が満了したときは、当該月に 係る上記の賃借料の支払請求書を甲に提出するものとする。ま た甲は、乙からの適法な支払請求書を受理したときは、受理し た日から 3 0 日以内に乙に支払うものとする。		
(8) 遅延利息	年 3 . 0 パーセント		

別添

	品 名	型 名	数 量 (台)	売 主
1	安全キャビネット	MHE-S901A2-PJ	1	京都理化学器械 株式会社 滋賀支店
2	マイクロプレートリーダー	MTP-320Lab	1	京都理化学器械 株式会社 滋賀支店
3	電子天秤（検体計量用）	BCE653I-1SJP	1	京都理化学器械 株式会社 滋賀支店
4	電子天秤（滅菌室用）	BCE-223I-1SJP	1	京都理化学器械 株式会社 滋賀支店
5	冷蔵ショーケース	MPR-S300H-PJ	1	京都理化学器械 株式会社 滋賀支店
6	大型冷凍庫	MDF-MU549DH-PJ	1	京都理化学器械 株式会社 滋賀支店
7	冷凍庫	MDF-MU339H-PJ	1	京都理化学器械 株式会社 滋賀支店
8	卓上型低温恒温槽	LTE-510	1	理弘薬品株式会社
9	オートクレーブ	LPS-500	1	京都理化学器械 株式会社 滋賀支店